

奈良税務署からのお知らせ

昨年、開催しました奈良県立図書館での確定申告期前の事前相談会場は、**本年は開設していません**ので、ご注意ください！

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

作成した申告書等は e-Tax を利用して送信していただくか、プリンタで印刷して郵送等で提出してください。

マイナンバーカード及び IC カードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方、若しくは ID・パスワード方式の届出がお済みの方は、ご自宅のパソコンやスマートフォンから e-Tax で申告書の送信ができます。（裏面をご覧ください。）

奈良税務署の申告書作成会場のご案内

- ・ 奈良税務署の申告書作成会場は、2月16日（火）から開設します。
- ・ 相談受付時間は、16時までですが、申告書作成会場は、非常に混雑しますので、混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。
入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。
- ・ 奈良税務署には専用の駐車場がありませんので、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

☆ 前年分の申告書の控え、利用者識別番号等の通知（お持ちの方）をご持参ください。

☆ あらかじめ「医療費の明細書」や「青色申告決算書」又は「収支内訳書」を作成した上で、お越しください。

《申告書作成会場での感染症対策にご協力ください》

- ① ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。）
- ② 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ③ **会場内に筆記用具等は用意しておりません**ので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

個人で事業や不動産貸付等を行う**全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です！！**

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。

軽減税率制度が実施されたことにより、消費税確定申告書の作成には、**税率（8%・10%）の異なるごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ等を集計しておく必要があります。**

令和2年分の所得税確定申告から、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、「改正前の65万円控除」の適用要件に加えて、**e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存（事前に税務署長の承認が必要）**を行う必要があります。

所得税及び復興特別所得税等の確定申告書及びその関係書類は、前年の申告内容に基づき、令和2年10月末のデータにより作成していますので、次の点にご確認ください。

- ・ 申告書に印字されている住所等に変更があった場合には、訂正して使用することができます。
- ・ 事業所得、不動産所得、譲渡所得、退職所得などがあり、他の申告書等の様式が必要な場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくか、必要な書類を明記の上、郵送等により税務署に請求してください。
なお、郵送等で請求いただく際には、住所・氏名を記載し必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を併せて送付してください。
- ・ 何かご不明な点等がございましたら、税務署までお尋ねください。

